

令和7年(ネ) 第4643号 損害賠償
請求控訴事件

控訴人 災害時の人权を考える会
被控訴人 株式会社ゆうちょ銀行

控訴人準備書面(1)

2026年1月21日

東京高等裁判所第10民事部口二3係
御中

控訴人代表者 代表
柳原敏夫

目次

| | |
|---|----|
| 1、はじめに――要件事実(判断枠組み)の重要性と本件訴訟の要件事実(判断枠組み)の不明確性―― | |
| (1)、要件事実(判断枠組み)の重要性 | |
| 1頁 | |
| (2)、要件事実(判断枠組み)の不明確性とその克服 | 2 |
| 頁 | |
| 2、本件訴訟における評価的要件事実を明らかにするために | 3 |
| 頁 | |
| 3、 3頁 | 小括 |
| 4、誤記訂正 | |
| 4頁 | |

今般、被控訴人より控訴理由書に全面的

に反論する答弁書が提出された。この反論弁書に対し、控訴人もまた全面的に反論する予定であるが、その際、控訴が審査する反論の応酬に墮すことなく、本件訴訟の本質的特徴を踏まえた有意義かつ充実した審理となるために、以下の通り、裁判所の訴訟指揮を求めるものである。

1、はじめに――要件事実（判断枠組み）の重要性と本件訴訟の要件事実（判断枠組み）の不明確性――

（1）、要件事実（判断枠組み）の重要性

要件事実（判断枠組み）の重要性について、今、売買代金請求訴訟を例に挙げて述べる。この訴訟の要件事実（ここ買契約の成立）であることは明確である。そこで争う立場者がいふう立ち定められた事実に沿って争うべきこととはまず、上記要件証拠を立証するための活動を行なうことを認め法律によって適用されるとあることである。すなわち要件事実（判断枠組み）が明確であることにより、真の争点に沿って充実したこれらの訴訟活動が可能となる。

この意味で、要件事実（判断枠組み）が何であるかが明確になつていることが適正・迅速な審理・判決の実現にとって

不 可 欠 の 重 要 性 を 持 つ て い る。そ れ は 1
9 9 6 年 に 全 面 改 正 さ れ た 民 事 訟 法
(以 下 、 新 民 事 訟 法 と い う) の も と で
一 層 妥 当 す る。

(2)、要件事実（判断枠組み）の不明確性とその克服

否」的に御程い。がそ証あな立りこ用も評。争卓開設の理由価者防るな実、立て分、た、適て的るのまある。
ところが、本件訴訟で口座正に開設なたに當攻撃めい事擊めい事らが確十果つがにい法な真まある。
をめぐって問題別な事情おいては（ら）つ要たい件な何明要結ば実律おなとてい法な真まある。
もししくは「特別な事情訟に主張可能にし終つか真。当れめ適て不可さえなものがなれば、
要件¹をめぐる訴訟に動能にし終つか真。当れめ適て不可さえなものがなれば、
とつて必要不可立証活動が明確もをえたがにそたたる用十分可さえなものがなれば、
方法及まで要件の争整実場点理ではあつてあるきまさ定を法にとしがしが見ようなものである。
方にまで結果、こま点钟整理ではあつてあるきまさ定を法にとしがしが見ようものである。
その明確なな争点事実者に能まり事によ件とい要かて必う要こと隠玉されれるようなものである。
命題ため、當事者は不明に要かて必う要こと隠玉されれるようるものである。
立証命題が調査明確か否かにとをならボンの目隠玉されれるようものである。
の不れ事の者主はい張さうをなビンの目隠玉されれるようものである。
のさ當価それとの試合をやらされれるようものである。

¹ 法律が抽象的な概念で定めている要件であり、「権利濫用」「公序良俗」「過失」「正当理由」などがこれにあたる。

しかし、市民には憲法で適り、これが①中理、う要點も組み立てられ、う要件をでみ確にと義務を有する裁判所の職責である。

2、本件訴訟における評価的要件の要件事実を明らかにするために

そこで、本件訴訟で口座開設の拒否をめぐって問題となつた「正当な理由」もしくは「特別な事情」といつた評価か要件において、何が要件事実であるかを明確にするためには、本件訴訟で控訴人の実に口座開設の拒否をめぐる下記の紛争事実に基づいて、「正当な理由」もしくは「特別な事情」の評価を裏付けける評価根拠事実を導き出す必要がある。

記

被控訴人の審査過程において、①いかなる審査基準について、②控訴人のいか

なる事実が、③いかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか

もとより、何が「正当な理由」もしくは「要件」（法を踏まそ組口を欠可を争の控紛訴訟）をもつて立証められると認められる。しかし、その立証められ方に問題がある。それは、被控訴人の主張が新民訴に上るよう記され、その主張が認められると認められる。しかし、その立証められ方に問題がある。それは、被控訴人の主張が新民訴に上るよう記され、その主張が認められると認められる。

3、小括

以上通り、何が「正当な理由」もしくは「要件」（法を踏まそ組口を欠可を争の控紛訴訟）をもつて立証められると認められる。しかし、その立証められ方に問題がある。それは、被控訴人の主張が新民訴に上るよう記され、その主張が認められると認められる。

た事実が要件事実を定める法律に適用されるとか否かという法の適用においても、あやふやな法的主張に陥ることなく、必要十分な法的主張の展開が可能となる。

このような意味で、控訴審の適正かつ充実した審理を実現する最初の一歩として、何が「正当な理由」もしくは「特別な事情」の評価根拠事実（要件事実）であるかを明らかにするために、控訴人の口座開設の拒否をめぐる上記の紛争事實をこれら的情報を独占している被控訴人により具体的に明らかにすることが必須と考える次第である。

4、誤記訂正

控訴理由書に誤記があつたので以下の通り、訂正する（下線が誤記）。

| 該当部分 | 誤り | 正解 |
|-------|----------------------|----------------------|
| 5頁3行目 | 甲 <u>2 0</u> の 3。 | 甲 <u>2 1</u> の 3。 |

以上